

選択欄に既に がついている項目は、自動的に対応方針として採用して下さい。

選択欄が空欄の検討項目 (網掛けになっている項目) について、検討のヒントを参考に、対応方針を選んでください。

の作業終了後、選択欄に のついている全ての対応方針欄の内容を抜き出したものが、ウェブコンテンツ制作のアクセシビリティ基本基準となります。

選択欄に のついている項目について、制作者又は発注者が対応する詳細検討シートを利用して、詳しい制作基準を検討してください。

詳細検討欄が「無」の項目は、その方針に関する詳細検討はありません。対応方針にそのまま従って制作して下さい。

最終的に のついている対応方針を、制作・調達の基本基準として下さい

既に のついている項目は無条件選択
空欄 (網掛け) の検討項目について、ヒントを参考に、対応方針を選択

(1) レベル1 (最低限の対応)

大分類	検討項目番号	対応JIS	説明	選択のヒントと注意	対応方針	選択欄	詳細検討 (次ステップ)
規格・仕様	1-1	1a)	HTMLなど制作に使用する各技術のルール通りに制作されていないと、ブラウザの表示がおかしくなったり、音声読み上げソフトなどの特殊なソフトがうまく動作しなくなってしまう可能性があります。	-	使用するHTML / CSSのバージョンを明確にし、その仕様・文法に従ってページを作成する 作成する文字コードを決定し、HTMLで宣言する 機種依存文字は使わない。配慮方針についてルール化する		1-1
画像・リンク画像	1-2	4a)	画像を掲載する場合は、画像が見えない利用者 (音声読み上げソフトで利用している人など) 向けに代わりの情報が用意されていないと、情報が伝わりません。	-	画像には必ずAlt属性を指定し、画像の内容が過不足なく伝わる情報を付与する 代表的なケースについて、代替テキストの用意の仕方の方針を決める		1-2
	1-3	4b)	画像にリンクを貼る場合は、画像が見えない利用者 (音声読み上げソフトで利用している人など) 向けに代わりの情報が用意されていないと、どのようなリンク先が分からず使用できません。	-	リンク画像には、リンク先の内容が予測できる代替情報を提供する		1-3
キーボード操作	1-4	3a)	手の動作が不自由な人、目が見えない人など、マウスを利用できない人は、マウスの代わりにキーボードで操作をしています。配慮のある設計になっていないと利用することができません。	-	全ての機能・サービスをキーボード操作でも利用できるようにする		1-4
レイアウト	1-5	2d)	table要素によって画面内のレイアウトを行う場合は、音声読み上げソフトでの読み上げ順序などに配慮が必要です。情報の本来の順序と違う順序で読み上げられてしまうと、内容の把握が困難になります。	スタイルシートを用いることでtable要素を使わないレイアウトをすることが推奨されています。ただし、制作者にスタイルシートの知識と技術が不可欠で、ページの制作・更新の際にも一定の知識と技術が必要な場合があります。また、スタイルシートでは意図した通りのレイアウトを実現することが技術的に難しいケースもありますので、制作を委託する業者、制作や更新を担当する職員の技術レベルを助案する必要があります。	レイアウトのために表を用いるが、音声読み上げソフト等への配慮を行う	どちらか	1-5
					レイアウトのために表を用いない		無
ページタイトル	1-6	2e)	ページタイトルによって、ページの内容が把握できずと分かりにくさや混乱の原因になります。	-	ページタイトルのつけ方にルールを設ける		1-6
リンク	1-7	3g)	リンクテキストやリンク画像の内容が分かりにくいと、多くの利用者が混乱してしまいます。	-	リンクテキスト、リンク画像は、識別・操作がしやすいようにルールを定める。リンク先が明確に分かるような表記にする		1-7
文字の色、サイズ	1-8	6c)	ページ内の文字の読み取りやすさは、高齢者をはじめ多くの利用者にとって重大な問題です。	フォントの色や背景色を指定する場合は、見易さに配慮します。 色を特に指定しない場合は、自動的にブラウザで利用者が指定した表示がされます。ただし、フォント色や背景色の調節による見映えの表現を制作者が指定できないという制約が生じます。	文字色、背景色の指定にルールを設ける 文字色、背景色を変更せずブラウザで指定された色、背景色で表示されるようにする	どちらか	1-8 無
		1-9	6a)	利用者が見づらいと思った時に、自分で文字サイズを変更できるように制作することが重要です。	文字のサイズやフォントを指定する場合は利用者が変更できるように指定します。 文字サイズやフォントを指定しない場合は、自動的に利用者が変更可能ですが、サイズやフォントの調節による見映えの表現を制作者が指定できないという制約が生じます。	文字サイズの指定方法にルールを設ける 文字サイズやフォントを指定せず、ブラウザで指定されたサイズ・フォントで表示されるようにする	どちらか
色での区別	1-10	5a)	色の区別がつきにくい人や、音声読み上げソフトで利用している人は、色の違いを把握出来ません。「赤字は…」など、色の違いだけで、情報の意味の違いや強調が表現されていると、意図が伝わらない可能性があります。	-	情報の識別や指示は、色だけでなく文字等でも分かるようにする		1-10
単語内の空白	1-11	9e)	体裁を整える目的でひとつの単語の文字と文字の間にスペースや改行を入れると、音声読み上げソフトなどが正しく読み上げられなくなります。	-	単語の文字の間にスペースや改行を入れない		1-11
入力や選択	1-12	3b)	視覚障害者や手の動作が不自由な人、高齢者などは、ホームページでの入力に時間がかかり、場合によっては大きな負担になります。視覚障害者では特に、どこに何を入力するのかの指示に配慮が必要です。	問い合わせや申請などの機能を設ける場合は、入力フォームを設けることで、多くの人にとって利便性が高まることが考えられます。その際は、利用しにくい人が出ないように配慮をルール化する必要があります。	入力する機能を設けるため、必要な配慮をルール化する 利用者が情報を入力・選択する機能 (入力フォーム、プルダウンメニュー、ラジオボタン、チェックボックスなど) は設けない	どちらか	1-12 無
		3c)					
		3d)					
PDF	1-13	1b)	PDFを使う場合には、内容を読み取ったり操作できない利用者が出ないように配慮が必要です。	PDFを使用することで、複数ページの文書をファイルで保存したり印刷したり、特別な機能を利用するなどの様々な利便性を提供することが出来ます。 Acrobatのバージョン5.0以降を使用している場合 (PDFバージョン1.4以降)、PDFのアクセシビリティ機能を活かす方法があり推奨されますが、これだけでは現時点では完全ではありません。単純にPDFファイルを公開することに比べて手間が増えますが、同じ内容や機能をテキストやHTMLで合わせることで、情報を得られない人を減らすことが出来ます。	アクセシビリティに配慮したPDF形式で制作し公開すると同時に、掲載の際には内容を説明するテキスト等を提供する。(Acrobatバージョン5.0以上) PDFで公開すると同時に、掲載の際には内容を説明するテキスト等を提供する。(Acrobatバージョン4.0以下) PDFを提供しない	いずれか一つ	1-13 1-13
		4e)	仮に、PDFを提供しない場合はPDF特有の配慮は不要になります。				無
音声、動画、フラッシュ、スクリプト、アプレットなど	1-14	4c)	音声で提供される情報は、聴覚障害者、高齢者など内容を聞き取れない人が出る可能性があります。	音声で情報を提供することで多くの利用者にとって分かりやすさが向上することが考えられますが、その場合には、聴覚障害者、高齢者が「音声を聞き取れないために内容を把握できない」ということが無いように配慮が必要です。	音声情報を提供するので、テキスト等の代替情報を提供する 音声情報は提供しない	どちらか	1-14 無
				1-15	4d)		動画などで提供される情報は、視覚障害者、聴覚障害者、高齢者など、内容を把握できない人が出る可能性があります。
	1-16	4e)	HTML以外の、プログラム (Flash、Script、Appletなど) やオブジェクト (WORDなどの情報提供を含む) を使用する場合は、内容を読み取ったり操作できない利用者が出る可能性があります。	オブジェクト (WORDなどでの情報提供を含む) は、何らかの利便性を提供するために使用されるものです。またFlash、JavaScript、Appletなどを使用することで、HTMLでは実現できない表現や操作を実現することが出来ます。使用する場合は、内容を読み取ったり操作できない利用者が出ないように、必ず代替情報または代替手段が必要です。さらにFlash、JavaScriptなどについては、その技術のアクセシビリティ機能を使い、できる限りの配慮を行う必要があります。	オブジェクト (WORDなどでの情報提供を含む) やプログラム (Flash、Script、Appletなど) を提供するが、内容を説明するテキストや同等の操作を可能にする代替の手段を提供する。さらに、その技術のアクセシビリティ機能を使いそれ自体をできるだけ配慮ある設計にするようルールを設ける。 オブジェクト (WORDなどでの情報提供を含む) やプログラム (Flash、Script、Appletなど) は提供しない	どちらか	1-16 無

(2) レベル2

大分類	検討項目番号	対応JIS	説明	選択のヒントと注意	対応方針	選択欄	詳細検討(次ステップ)
文書構造	2-1	2a)	見出しや段落、箇条書きなどの種別を、HTMLソース内で指定すると、障害のある人を含めた様々な人にとって利用のしやすさ、分かりやすさが向上します。	-	ページを見出し、段落、リストなどの要素を用いて構造化する(ルールを設ける)		2-1
スタイルシート	2-2	2b)	レイアウトや配色、文字サイズなどをスタイルシートで表現すると様々な利用者が自分の利用しやすいように表示などを切り替えることが容易になります。	-	スタイルシートを用いて表示スタイルを記述する。スタイルシートが利用できない環境に配慮する		2-2
表	2-3	2c)	表組みで提供される情報は、配慮のある作りになっていないと、特に音声読み上げソフトの利用者にとって、内容の把握が困難です。	-	表で情報を表現する場合、HTMLで表の構造を明示する		2-3
フレーム	2-4	2f)	フレームを使ったページは、適切な配慮がなされない利用できなったり、利用しにくいページになります。	フレームを使用しない場合には、特別な配慮の検討は不要です。 ウェブシステムなどでは機能の実現のためにフレームの使用が不可欠な場合もあります。そのような場合は、フレームを使用することが利用の障壁(バリア)にならないように様々な設計上の配慮が必要になります。	フレームは使用しない	どちらか	無
					フレームを用いるので、各フレームの役割が明確になるよう配慮する		2-4
現在位置の情報	2-5	2g)	表示されているページが、サイト内のどの位置にあるかを分かりやすく伝えることで、多くの人が混乱少なくサイトを利用できます。	-	現在位置を示す情報やリンクを各ページに表示する		2-5
新しいウィンドウ、自動更新	2-6	3e)	利用者が予測していない状態で、リンク先のページを新しいウィンドウに表示すると、全盲の利用者や高齢者をはじめ、混乱したり上手に利用できない人が出てしまいます。自動的に新しいページへ移動する仕組みや、自動的にページ内の表示内容を切り替える場合も同様です。	リンク先のページを新しいウィンドウに表示することは、利用者自身がブラウザの機能を使って必要に応じて行うことができます。混乱の原因になることを避けるために、予め新しいウィンドウを開くようにすることを避けることがひとつの方法です。 なお、ウェブシステムなどでメインのページと別にヘルプを表示するなど、二つのウィンドウに分けて表示することで利便性が非常に高まるという場合が考えられます。このような場合は、新しいウィンドウを開くことを、利用者がリンクを操作する前に把握できるように配慮のルールを決めます。	新しいウィンドウを開いてページを表示することはしない	どちらか	無
					新しいウィンドウを開くケースと告知方法についてルール化する		2-6
					自動で新しいページへ移動したり、内容を更新したりしない		無
共通メニュー	2-7	3f)	サイトやシステム内の各ページに共通のメニューなどを表示することで、多くの利用者が分かりやすく利用することができます。	-	各ページに、スタイルや表記が共通の基本操作部分を表示する		2-7
メニュー読み飛ばし機能	2-8	3h)	サイトやシステム内の各ページに共通のナビゲーションなどが表示される場合、音声で読んでいる人や、キーボードで操作している人などは、ページ内のメインの部分(本文など)にすぐにとり着けず、非常に使いづらくなってしまふ可能性があります。	各ページ共通のメニューやナビゲーション機能などを配置する場合は、わずらわしさの原因を回避する方法を検討します。 基本メニューの項目数が非常に少なく、毎ページ繰り返し読み上げられてもわずらわしさの原因とならないような場合は、読み飛ばし機能を提供しないということも考えられます。	基本メニューの読み飛ばし機能を提供する	どちらか	2-8
					必要性が無いため、基本メニューの読み飛ばし機能は提供しない		無
やり直し手段	2-9	3i)	誰でも間違った操作をしてしまうことがありますが、障害があったり高齢の場合、そのようなケースが多くなる場合があります。配慮が無いと、サイトやシステムの利用が負担になったり、目的を達成できなくなる可能性があります。	利用者が情報を入力する機能(入力フォーム、プルダウンメニュー、ラジオボタン、チェックボックス)は、問い合わせや申請の受付など様々な場面で、多くの利用者にとって利便性の高い機能として提供されます。このような機能を提供する場合は、利用者の間違いを許容する様々な配慮が必要です。 仮に、上記のような機能が不要な場合は、特別な配慮を検討する必要はなくなります。	全てのページで、ブラウザの「戻る」ボタンまたはコンテンツのリンクによって前のページに戻るようにする	どちらか	2-9
					利用者が情報を入力する機能(入力フォーム、プルダウンメニュー、ラジオボタン、チェックボックス)がある場合、入力内容の確認や入力エラーの確認、やり直しが簡単にできるようにする		無
形や位置	2-10	5b)	表示されている形や表示位置で、情報を区別したり指示が行われる場合、音声読み上げソフトで利用している人などは、意図を把握できない可能性があります。	-	情報の識別や指示は、形や位置だけでなく文字等でも分かるようにする		2-10
画像内の文字	2-11	5c)	画像化された文字の読み取りやすさは、高齢者をはじめ多くの利用者にとって重大な問題です。	-	画像化された文字の背景色と前景色のコントラストにルールを設ける		2-11
フォント	2-12	6b)	文字のフォントの違いによって読みやすさが異なる場合があります。一般に、文字の細い明朝体よりもゴシックなどのはっきりとしたフォントの方が、読みやすい人が多くなります。	制作者側で、フォントを指定する場合は、見易さに配慮して指定します。 制作者側で、フォントを指定しない場合は、ブラウザで利用者が指定した表示がされるためアクセシビリティの問題はありませんが、フォントの調節による見映えの表現を制作者が指定できなくなり、表現に制約が生まれる可能性があります。	フォント指定にルールを設ける	どちらか	2-12
					フォントを指定せず、ブラウザで指定されたフォントで表示がされるようにする		無
音の再生	2-13	7a) 7b)	ホームページ内で音声による情報提供を行う場合、自動的に再生されると音声ソフトを使っている視覚障害者や聴覚障害者に情報が伝わらなったり、使いにくくなったりします。	音声で情報を提供することで多くの利用者にとって分かりやすさが向上することが考えられますが、その場合には、視覚障害者や聴覚障害者への配慮が必要です。 音声での情報提供が特に不要な場合は、聞こえない場合への配慮の方針は不要になります。	音による情報提供を行うので、必要な配慮をルール化する	どちらか	2-13
					音による情報提供は行わない		無
コンテンツの変化や移動	2-14	8a)	文字が移動したり変化するような場合は、視覚障害者や高齢者に情報が伝わらない可能性があります。	文字や画像などを移動させたり、表示に変化つけると利用者に分かりやすく情報を提供することができますが、読み取れなったり読みにくい利用者が出る可能性が高いため、必然性が少ない場合は使用を避けることが配慮の選択肢です。 なお、そのような表現が不可欠な場合は、出来るだけ多くの利用者に伝わるように様々な配慮が必要です。	変化や移動する画像、テキストなどは使わない	どちらか	無
					変化や移動する画像、テキストなどを使うので、変化や移動の方法、スピードなどにルールを設ける		2-14
点滅	2-15	8b)	利用者の注意を促すために点滅を利用することがありますが、早い周期での点滅はてんかん発作を引き起こす等の危険があります。(部分的な点滅でも拡大して表示している人がいるため同様です)	利用者に危険性と伴う恐れがありますので、原則として使用しないことが良い対応です。 なお、そのような表現が不可欠な場合は、危険性を出来るだけ排除するよう配慮のルールが必要です。	画面の点滅は行わない	どちらか	無
					点滅するコンテンツを用意するので、周期などにルールを定める		2-15

大分類	検討項目番号	対応JIS	説明	選択のヒントと注意	対応方針	選択欄	詳細検討(次ステップ)
使用する言語	2-16	9a)	サイトやシステムで使用している言語をHTMLソース内で適切に宣言していないと、音声や点字に変換して利用する場合に、適切に変換されない可能性があります。	-	各ページできちんと言語指定を行う ページ内での言語の切り替えについてルール化する		2-16
外国語	2-17	9b)	一般的でない外国語を使用すると、高齢者や子供をはじめ多くの利用者が理解できない可能性があります。	-	外国語の使用についての配慮のルールを定める		2-17
省略語、専門用語等	2-18	9c)	一般的でない省略語や専門用語が使用されると、高齢者や子供をはじめ多くの利用者が理解できない可能性があります。	-	省略後や専門用語、流行語、俗語などの使用についての配慮のルールを定める		2-18
読みの難しい言葉	2-19	9d)	読みの難しい言葉が使用されると、高齢者や子供をはじめ多くの利用者が理解できない可能性があります。	-	読みの難しい漢字の使用についての配慮のルールを定める		2-19
図などによる分かりやすい表現	2-20	9f)	文章だけでなく、図解やイラスト、アニメーションなどを合わせて提供することで、多くの利用者にとって分かりやすさが向上します。	-	文章以外の表現を併用することで分かりやすく出来る箇所が無いか検討する		2-20